

第2章 生活環境政策

人と自然にやさしい 安心感のある まちを目指します

-
- 施策 2-1 自然環境の保護
 - 施策 2-2 循環型社会の形成
 - 施策 2-3 暮らしやすい生活空間の形成
 - 施策 2-4 防災・消防体制の充実
 - 施策 2-5 防犯・交通安全の推進
 - 施策 2-6 消費者支援体制の充実
-

施策 2-1 自然環境の保護

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 自然環境の保全：ボランティア組織、北浦水質レスキュー隊などに参加し、自然環境の保全に努めました。
- 環境教育の充実：河川に親しむ施設として整備されたアンコウ川親水公園を市民憩いの場として活用するとともに、公園管理のため、地域環境ボランティアの育成・支援に努めました。また、環境保全の必要性や、自然に親しむ施設として整備された水郷トンボ公園の維持管理を行い、老朽化した設備の改修や除草などの環境保全を実施し、訪れる人々に快適な環境を提供できるよう努めました。当該施設は、地域住民の散策や遊び場として利用されているほか、子どもから大人までの環境学習の場として活用されており、近年目にすることが少なくなってきた水生植物の保存も行われており、自然環境保護の意識付けが行われています。
- 湖沼及び河川の水質浄化：潮来市家庭排水浄化推進協議会を育成・支援し、水質浄化のための活動を支援しています。

【主な課題】

- 現在、霞ヶ浦水系の水質浄化のため、周辺自治体が霞ヶ浦問題協議会を設立し浄化運動に取り組んでいます。市独自の活動には限界があるため、今後は自治体が協力して行う浄化活動を強化する必要があります。
- 市内を横断する一級河川前川は、水郷潮来にとって重要な地域資源であり、水質浄化が課題となっています。
- 今後も継続的に水郷トンボ公園やアンコウ川親水公園等の施設の維持管理、活用が行われるよう、市民の環境に対する意識向上を図るとともに、地域固有の自然環境を保全する団体活動を支援していくことが必要です。

2

施策が目指す姿

- 市民や事業者等の環境に対する意識、行動が向上し、水辺などの地域固有の自然環境が守られています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
21	前川のCOD値※ (化学的酸素要求量)	8.2mg/L	H23	7.0mg/L	環境課
22	環境学習のメニュー数	5件	H25	8件	環境課

※COD 値：化学的酸素要求量。有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値。

4**基本事業の展開**

本市は、水や緑などの自然に恵まれた風土を有しています。今後もこのような自然環境と共生した地域づくりを進めるため、市民一人ひとりの自然環境保全の意識高揚を図るとともに、関係機関との連携の強化と施策の充実に取り組み、身近な自然環境の保全を推進していきます。

施策 2-1-1 自然環境の保全

- 自然環境に対する理解と保全意識を醸成するため、本市の自然に関する情報の発信や学校教育での取り組みの充実を図るなど、市民に対する啓発に努めます。
- 本市の自然に対する理解を深めるため、環境ボランティアによる野鳥や水生植物などの観察会を開催するとともに、水質改善や自然環境保全活動の継続を図るため、環境ボランティアや管理団体などの育成・支援に努めます。
- 土砂採取事業者への適正な指導に努め、土採取規制条例ならびに土砂等による土地埋め立て等の規制に関する条例などに基づき、開発跡地への植栽による緑化の促進などに努めます。

主な事務事業等

- 北浦水質レスキューチーム活動等への参加・協力

施策 2-1-2 前川の水質浄化

- 前川の環境向上のため、国・県等の関係機関と連携し、水質浄化対策の検討に取り組みます。

主な事務事業等

- 実験プラント設置（県事業）

施策 2-1-3 湖沼及び河川の水質浄化

- 霞ヶ浦水質浄化のため、周辺自治体で組織する霞ヶ浦問題協議会に参加し、浄化運動に積極的に取り組みます。
- 流域においては、公共下水道の整備を推進するほか、公共下水道への接続による水洗化の促進を図ります。公共下水道処理区域以外の区域では、高度処理型浄化槽※の普及を推進します。
- 家庭排水について家庭や学校での啓発資料の作成を行うほか、国、県と連携し、水質分析結果などについて積極的な情報提供に努め、市民意識の高揚を図ります。

主な事務事業等

- 潮来市家庭排水浄化推進協議会活動

※高度処理型浄化槽：窒素・リン・BOD（水の有機物による汚れを表す指標）除去が高度に処理できる浄化槽で水道水源地域、湖沼や閉鎖性海域でのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる浄化槽。

施策 2-1-4 環境学習の充実

- 環境保全などに対する意識を高めるため、教育委員会や国土交通省、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、霞ヶ浦問題協議会などと連携して環境学習メニューを作成するほか、小学校の社会科副読本を活用した環境学習の推進を図ります。
- 本市の地域資源を活かした環境学習を進めるため、水郷県民の森や水郷トンボ公園、アンコウ川親水公園などを活用した環境学習の実践に取り組みます。

主な事務事業等

- アンコウ川親水公園管理事業
- 水郷トンボ公園管理事業

【関連計画】

- ◆潮来市生活排水対策推進計画（H13～32年度）



5

潮来まちづくりトピックス

- 本市では、市民団体が主体的に水辺環境の保全活動や公園の維持管理等に取り組み、環境教育や水に親しむ行事なども積極的に行われています。
- 水郷トンボ公園は、アサザなどの水生植物やビオトープなどがあり、自然観察・体験・環境学習・散策ができるスポットとなっています。



水辺の楽校・水郷トンボ公園



北浦水質レスキューチーム活動

施策 2-2 循環型社会の形成

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- ごみの減量化・資源化：ごみ減量化のため、市内大手スーパーにご協力頂き、エコバックの推進に努めました。また、ごみ減量化のため分別の指導・啓発を行い、分別収集の徹底を図りました。
- 地球温暖化防止対策の実施：地球温暖化防止に対する意識の啓発を目的として、温暖化防止キャンペーンや教室等を実施しました。また、市役所からはじめるエコ活動として、グリーンカーテン※の実施やノーマイカーデーの実施などに取り組みました。
- 新エネルギー対策：道の駅いたこ周辺に、新たなエネルギー拠点となるメガソーラー施設を誘致しました。また、一般家庭に対しては、太陽光発電等の新エネルギーに関する国や県の補助制度等の案内を行っています。
- ごみ処理広域化に対する取り組み：鉾田市、行方市、潮来市の三市から排出される一般廃棄物を広域的に処理し、安全かつ効率的な処理を行うことに関して必要な実施方策を協議するため、鉾田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会を設置しました。

【主な課題】

- ごみ減量化に向けてこれまでの取り組みを強化し、ごみ分別の徹底を図る必要があります。エコバックについても、引き続き取り組んでいく必要があります。
- ごみの広域化施設が完成するまで現有施設を稼働させる必要があり、施設維持のためには計画的な改修を継続する必要があります。
- 東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故以降、我が国のエネルギー政策は大きな転換を迫られています。本市においても、これまで進めてきた地球温暖化防止対策としての省エネルギー化に引き続き取り組んでいくとともに、再生可能エネルギー等への取り組みの推進が重要となります。

図表 ごみの年間総排出量・資源化率

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
年間総排出量 [t]	10,308	10,156	9,960	10,566	10,098
ごみの資源化率 [%]	18.3	18.1	17.6	16.9	16.6

資料：環境課

2

施策が目指す姿

- 市民や事業者の環境に対する意識が高まり、ごみの減量化や資源化、省エネルギー化等に積極的に取り組んでいます。

※グリーンカーテン：アサガオやヘチマ、ゴーヤなどのつる性の植物で建物の窓や壁を這わせるように育てた「植物のカーテン」のこと。強い夏の日差しを和らげるなどの効果が期待でき、自然の力を利用した省エネ対策。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
23	市民1人あたりのごみの排出量	337kg／年	H24	320kg／年	環境課
24	ごみの資源化率	16.6%	H24	22.5%	環境課
25	マイバック持参率	85.0%	H24	85.0%	環境課
26	市役所から排出する温室効果ガス※の量	3,780t／年	H24	3,667t／年	環境課

4

基本事業の展開

循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が、環境への配慮を常に意識するとともに、各主体が協力・連携しながら、環境活動を実践することが不可欠です。

このような意識と活動に基づき、ごみの減量化やリサイクル、環境汚染の未然防止などに関する取り組みを進め、持続可能な循環型社会づくりを目指します。

施策 2-2-1 ごみの減量化・資源化

- ごみの減量化・資源化を図るため、事業系ごみの受け入れ2分別（可燃・不燃）の見直しや分別の指導・啓発、コンポスト等による生ごみの減量化・堆肥化などを推進します。
- 引き続き、「4R運動～リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）、リフューズ（拒否）～」に取り組みます。
- 地域ごとの拠点回収などを進め、資源ごみのリサイクル率向上を目指します。

主な事務事業等

- ごみ減量化・資源化の啓発

施策 2-2-2 ごみ処理施設等の整備

- クリーンセンター・衛生センターの計画的な改修を行い、適正な維持管理に努めます。
- ごみ・し尿処理体制については、処理施設の広域化や最終処分場確保のため、鉾田市、行方市、潮来市の三市が緊密に連携を図りながら課題に取り組みます。

主な事務事業等

- ヘルスランドさくら維持管理事業
- 塵芥処理事業
- 潮来衛生センター維持管理事業

※温室効果ガス：太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等がある。

施策 2-2-3 地球温暖化防止対策の取り組み

- 地球温暖化防止対策の普及・啓発に向けて、キャンペーン実施や環境学習に取り組みます。
- 市役所からの地球温暖化防止対策の普及を目指し、職員による省エネ意識の実践に取り組むとともに、庁舎へのグリーンカーテンの設置、ノーマイカーデーの実施及び自転車・徒歩通勤等を促進します。

主な事務事業等

- 地球温暖化防止キャンペーン
- 地球温暖化対策教室

施策 2-2-4 新エネルギーの普及促進

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用を促進します。
- 新エネルギーに関する様々な制度等の情報について、広報紙やホームページを通じて周知していきます。

【関連計画】

- ◆一般廃棄物処理基本計画（H25年度策定）
- ◆潮来市地球温暖化対策 実行計画書（H13年度策定）

5

潮来まちづくりトピックス

©潮来市

- ごみ分別収集の強化、エコバックの推進を市各種団体に呼びかけ、ごみ減量化・再資源化の取り組みを行っています。
- 地球温暖化防止キャンペーンや地球温暖化対策教室を実施しています。



資源ごみの分別回収



地球温暖化防止キャンペーン

施策 2-3 暮らしやすい生活空間の形成

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 環境美化活動の推進：年3回市内全域を対象に実施している清掃大作戦を行うことにより市民に環境美化意識が浸透し、道路・空き地への等のごみ捨てが減少しました。また、空き地の雑草繁茂については、市条例等を活用し、所有者への刈り取り通知を行いました。
- ごみの不法投棄対策の強化：不法投棄キャンペーンなどの啓発活動、監視カメラの設置、パトロール等を実施しました。
- 公園・緑地の維持管理：都市公園※については、市民との協働により、清掃作業等の管理を行い、市民の憩いの場として維持保全しました。また、市営墓地が平成23年度に完売し、維持管理業務に移行しました。また、前川運動公園がはなももの郷となるよう、はなももの植樹をしました。

【主な課題】

- 不法投棄対策として、空き缶拾い等の清掃大作戦を実施するとともに、市の委嘱している不法投棄監視員の活動を支援し、市民全体でごみの不法投棄は許さないという意識付けを行うことが必要となっています。
- 今後も地域住民と協働で、公園の環境維持活動を継続的に実施していくことが必要です。また、それぞれの公園の特色を活かした環境整備を行っていくことが必要です。

図表 都市公園の状況（平成25年3月31日現在）

[単位：ha]

種別	名称	面積	種別	名称	面積
街区公園	内州第1児童公園	0.20	街区公園	大塚野第1児童公園	0.27
	内州第2児童公園	0.09		大塚野第2児童公園	0.12
	日の出第1児童公園	0.32		大塚野第3児童公園	0.11
	日の出第2児童公園	0.34		大塚野第4児童公園	0.20
	日の出第3児童公園	0.31		大山崎児童公園	0.21
	日の出第4児童公園	0.59		半溜池ふるさと公園	0.26
	日の出第5児童公園	0.43	近隣公園	日の出第1近隣公園	1.73
	日の出第6児童公園	0.37		日の出第2近隣公園	1.79
	宮前第1児童公園	0.29		権現山公園	2.12
	宮前第2児童公園	0.18	運動公園	前川運動公園	10.30
	宮前第3児童公園	0.15	総合公園	かすみの郷公園	7.36
	あやめ第1児童公園	0.26	緩衝緑地	今林緩衝緑地	1.97
	あやめ第2児童公園	0.15			
	あやめ第3児童公園	0.21			

資料：都市計画課

※都市公園：都市計画法に基づき、都市施設として計画的に配置、整備される公園等。街区公園、近隣公園、地区公園等がある。

2**施策が目指す姿**

○市民との協働により道路や公園、空き地などが適切に管理され、きれいで暮らしやすい生活空間が保たれています。

3**施策成果指標**

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
27	環境美化活動（地域等での自主的清掃活動）実施件数	13件／年	H24	20件／年	環境課
28	地域住民の協力のもとに草刈りや枝払い等の維持管理体制が図られている公園数	21公園	H24	22公園	道路建設課

4**基本事業の展開**

本市の持つ本来の景観や環境が、市民や来訪者にとって魅力となるよう、市民、事業者、行政等がそれぞれの責務を意識するよう啓発し、身近な環境の美化活動や公共施設維持・管理の取り組みを推進します。

施策 2-3-1 環境美化活動の推進

- 環境美化条例に基づき、ごみのポイ捨て等の課題に対し、啓発活動などを展開します。
- 環境美化活動について、市民・事業者等との連携・協働体制を強化するとともに、地域においては、地域交流や世代間交流の機会として清掃活動を積極的に支援します。

主な事務事業等

- 地域清掃活動実施

施策 2-3-2 ごみの不法投棄対策の強化

- 不法投棄の監視体制を強化するため、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄監視員の活用、パトロールの強化などに取り組みます。
- 不法投棄防止キャンペーンなどを積極的に展開し、市民や事業者に対して不法投棄に関する意識啓発を図ります。

主な事務事業等

- 不法投棄キャンペーン活動
- 監視体制強化（監視カメラ設置、パトロール実施）

施策 2-3-3 公園・緑地の整備

- 前川運動公園の計画的な整備を推進するとともに、市民に親しまれる公園としての魅力向上を図ります。
- 水郷県民の森は、水と緑環境の保全とともに、自然環境や歴史資源の活用を検討し、交流拠点としての一層の活用を目指します。
- かすみの郷公園、水郷北斎公園、権現山公園、稻荷山公園、水郷トンボ公園は、それぞれの特長を活かした活用を進め、市営墓地とともに適正な維持管理に努めます。
- その他の公園・緑地については、計画的な整備とともに、市民に親しみながら利用されるよう、地域住民や利用団体との協働による維持管理体制を継続します。

主な事務事業等

- 市内の公園管理
- 市営墓地維持管理事業



5

潮来まちづくりトピックス

©潮来市

- 地域住民及びボランティア団体等のもと年3回空き缶拾い等の清掃大作戦を実施しています。
- 市民との協働で、公園の清掃・除草作業等を実施しています。



地域住民による空き缶拾い大作戦



市民協働による公園の清掃・除草作業

施策 2-4 防災・消防体制の充実

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 地域防災への取り組み：東日本大震災での被害を受け、災害想定にも見直しが必要となったことから、これまでの地域防災計画※1の全改訂を行い、平成25年3月、新たに潮来市地域防災計画を策定しました。
- 災害に強いまちづくりの推進：子どもたちの生命を守るため、公立学校の耐震化を進めました。
- 防災体制の強化：平成20年3月にハザードマップ※2を作成し全戸配布を行いましたが、東日本大震災の被害状況を受け、揺れやすさマップを加え、新たに潮来市防災パンフレットとして作成し、全戸配布を行いました。
- 消防力の充実：老朽化した消防ポンプ、自動車ポンプの配置、修理を行いました。また、安定した給水を可能にするため、防火水槽の少ない地区へ消火栓の設置を行いました。さらに東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで図書館にしか設置していなかった飲料水兼用の耐震性貯水槽※3を平成24年度に潮来小学校と潮来第二中学校、平成25年度に日の出中学校へ設置しました。また、消防団員数が年々減少する中、消防団活動への理解を深めてもらうため、平成21年4月1日から消防団活動に積極的に協力している事業所に対し「消防団協力事業所表示証※4」を交付する制度をはじめました。

【主な課題】

- 東日本大震災から少しずつ復興が進み、市民の日常生活が戻りつつある一方で、市民の防災に対する意識が希薄にならないよう、今後も積極的に情報提供や防災訓練等を行っていく必要があります。
- 府内においては、地域防災計画を基本としながら、個別の対応マニュアルを策定し、大震災の経験を踏まえて日頃から大規模災害等に備えていく必要があります。

図表 東日本大震災被害状況（平成24年1月31日現在）

死傷者	死亡 2人 (宮城県東松島市で死亡1人、震災関連死認定1名)		軽傷者 6人	
建物被害	①住家被害	5,261棟	②非住家被害	1,072棟
	全壊家屋数	94棟	全壊家屋数	75棟
	大規模半壊家屋数	716棟	大規模半壊家屋数	185棟
	半壊家屋数	1,905棟	半壊家屋数	276棟
	一部損壊家屋数	2,546棟	一部損壊家屋数	536棟
避難者数	1,700人以上			

資料：潮来市震災復興計画

※1 地域防災計画：風水害や地震など様々な災害に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を策定し、県民の生命や身体、財産を守るために各防災対策を総括的な計画としてまとめたもの。

※2 ハザードマップ：浸水想定区域や土砂災害想定区域図をもとにして、災害時の危険区域や予警報等の伝達方法、避難場所などを住民に分かりやすく示したマップ。

※3 耐震性貯水槽：水道管の途中に設置している災害時の飲み水を貯めるための貯水槽のこと。

※4 消防団協力事業所表示証：消防団活動に積極的に協力する事業所等を認定することにより、事業所の消防団活動への協力が、地域への社会貢献として広く評価されると同時に、事業所の協力を通じて、地域の消防・防災体制がより一層充実されることを目的とした制度。

図表 火災発生件数

〔単位：件〕

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
火災件数	16	22	21	22	12

資料：鹿行広域消防本部

2**施策が目指す姿**

○市民、行政、関係機関等が日頃から防災に対する高い意識を持ち、地域ぐるみで安心・安全なまちづくりに取り組んでいます。

3**施策成果指標**

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
29	消防団の団員数	607人	H25	620人	総務課
30	市民参加型の防災訓練参加率	12.7%	H25	13.7%	総務課

4**基本事業の展開**

東日本大震災での被災経験をもとに、地域防災計画に基づき行政の防災対策の充実に取り組むほか、災害に対する備えや「自助」「共助」「公助」※の防災意識の浸透を図ります。

また、地域においては、自主防災組織の育成や防災訓練の実施などによる防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりに継続的に取り組みます。

一方、消防団をはじめとする体制の充実ならびに消防資機材の整備などにより、消防力の強化に取り組むとともに、医療機関や広域との連携を強化し、救急救助体制・救急搬送体制の充実を図ります。

※「自助」「共助」「公助」：自分自身や家族による自立、地域や住民による支え合い、公的な援助の3つが役割を分担しながら、人々がともに支え合うという考え方。

施策 2-4-1 地域防災への取り組み

- 地域防災計画に基づき、行政の防災力の強化を図るとともに、自主防災組織や防災関係機関と連携した総合的な防災体制を整備します。
- 自主防災組織の育成・充実に向けた啓発を進め、地域における防災体制の強化を図ります。
- 家庭における災害備蓄の備え、災害発生時の行動など、いざというときの対応能力の向上を図るため、継続的な市民への情報提供や、実践的な防災訓練実施に取り組みます。
- 学校などで防災教育を積極的に取り入れ、防災意識の向上を図ります。

主な事務事業等

- 防災訓練
- 自主防災組織支援

施策 2-4-2 災害に強いまちづくりの推進

- 東日本大震災の被害状況を踏まえて、危険箇所の解消や防災拠点となる庁舎などの公共施設、民間木造住宅等の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 防災通路や避難路、延焼を遮断する公園・緑地等の防災空間の整備とともに、上下水道等のライフライン^{※1}の強化を進めます。
- 防災活動の拠点となる消防施設と設備の整備・充実を図ります。
- 公民館・集会所や小学校等の指定避難所の充実を図るとともに、高齢者や障がいのある人、妊婦などに配慮した福祉避難所の指定を進めます。

主な事務事業等

- 庁舎耐震補強工事
- 舟溜樋門補修工事
- 急傾斜崩壊対策事業
- 日の出地区避難誘導灯設置事業

施策 2-4-3 防災体制の強化

- 災害等の情報メール配信サービス（潮来市メルマガ配信）の活用を図るとともに、災害時の情報の収集・伝達に必要な通信機器の整備を推進します。
- 高齢者・障がいのある人などが、災害時において安全に避難できるよう、地域や福祉関係部局と連携し、避難行動要支援者^{※2}に対する支援体制を構築します。（再掲）
- 他自治体、民間事業者、関係機関等との災害時の応援協定の締結を進めます。

主な事務事業等

- 防災無線整備事業
- 災害時情報メール配信サービス

※1 ライフライン：主にエネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設などを指し、生活に必須なインフラ整備のこと。

※2 避難行動要支援者：高齢者や障がいのある人、妊産婦、外国人など、災害に必要な情報を把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。

施策 2-4-4 消防力の充実・救急救助体制の強化

- 広域消防による効率的な消防・救急体制の強化を進めます。
- 防火水槽、消火栓の敷設、消防自動車の更新などを計画的に進めます。
- 消防団協力事業所表示制度を推進し、消防団員の確保と養成に努めます。
- 高規格救急車及び救助資機材の計画的な配備とともに、救急救命士の養成・充実を目指します。

主な事務事業等

- 鹿行広域消防負担金
- 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 潮来市消防施設整備事業

【関連計画】

- ◆潮来市地域防災計画（H24年度策定）



©潮来市

5

潮来まちづくりトピックス

- 本市では、東日本大震災を教訓として、市内一斉の防災訓練を実施しています。第1次避難所となる各地区の集会所等で避難訓練を実施し、防災の意識の向上に努めています。



地域防災訓練

施策 2-5 防犯・交通安全の推進

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 防犯体制の強化：各地区行事や祭礼等における市民協働事業（巡視パトロール・交通整理等）を展開しました。夜間における犯罪防止や安全確保のため、各地区に防犯灯の設置を行いました。
- 交通安全対策の充実：季節ごとにおける交通安全諸活動（キャンペーン・街頭活動）を実施しました。保育園・幼稚園・小学校・中学校・高齢者団体を中心に交通安全教室を開催しました。また、交通事故を防止するため、各地区にカーブミラー等の交通安全施設の整備を行いました。

【主な課題】

- 高齢化社会の進行に伴い、高齢者に対する振り込め詐欺等の犯罪、高齢者の交通事故等の増加に対する安全対策が重要となってきています。
- 近年、健康志向や環境への配慮から自転車利用が増加し、自転車による事故が増加しています。これを受け、道路交通法等の改正が行われていることから、自転車走行に対する安全意識の啓発や、新たなルールについての周知を図ることが必要です。
- 本市の防犯活動や交通安全活動を支える各関係団体においては、後継者の育成と関係者間での連携強化が必要となっています。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく、自治会や家庭、学校等、地域が一体となった防犯活動を強化していくことが必要です。

図表 交通事故発生件数

〔単位：件〕

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
交通事故発生件数	148	148	140	143	122

資料：茨城県警察本部

2

施策が目指す姿

- 犯罪や交通事故が減少し、安心・安全に暮らせる環境が整っています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）	目標値（H30）	担当課
31	犯罪（刑法犯）の発生件数	316件／年 H24	250件／年	総務課
32	交通事故の発生件数	122 件／年 H24	100 件／年	総務課

4**基本事業の展開**

市民生活の安全を確保し、犯罪のない地域づくりを目指すため、防犯意識を啓発し、警察や関係機関とともに、市民が参加する防犯体制を強化します。

また、交通事故の防止について、交通安全施設の整備とともに、近年事故が多くなっている高齢者や自転車の交通安全に対する意識の啓発を進めます。

施策 2-5-1 防犯体制の強化

- 自主防犯活動組織の育成・支援を図るとともに、関係機関との連携を強化します。
- 日の出地区については、夜間における犯罪防止のため、防犯灯設置を促進するとともに、交番・駐在所などの設置を推進します。
- 小学校等での防犯教室の実施により防犯意識の向上を図るとともに、防犯に対する注意を喚起するため、市内や近隣で発生した犯罪情報等のメール配信システムの導入を検討します。

主な事務事業等

- 防犯灯整備事業
- 防犯パトロール実施事業
- 自主防犯組織連携事業

施策 2-5-2 交通安全対策の充実

- 道路交通法改正などを踏まえつつ、年齢や生活行動に応じた交通安全教育を推進するため、家庭・学校・職場・地域などにおいて交通安全教室の開催による啓発を行います。
- 施設管理者との協議を進めながら、道路反射鏡、警戒標識、路面表示などの交通安全施設の整備を推進します。
- 交通事故被害者に対する支援のため、交通事故に関する相談体制の充実とともに、県民交通災害共済への加入を促進します。

主な事務事業等

- 交通安全施設整備事業
- 交通安全（防犯）教室実施事業
- 交通安全関係団体連携事業



©潮来市

5

潮来まちづくりトピックス

- 各地域で、市民が主体となって、防犯パトロールを実施しています。
- 市内の各小中学校などでは、警察と市民団体の協働により、交通安全教室を実施しています。



防犯パトロール（出発式）



交通安全教室

施策 2-6 消費者支援体制の充実

1

前期の取り組みと主な課題

【前期(H21-H25)の取り組み】

- 消費生活センターの充実：消費生活センターでは、消費生活相談員が常駐し、週4日（月・火・木・金）市民からの消費生活に関する問い合わせや相談等の対応を行っています。
- 啓発活動：消費生活展及び広報紙や区長回覧を活用し、消費生活センターの周知と消費者被害防止の啓発に努めました。

【主な課題】

- 「消費者教育の推進に関する法律※」が平成24年12月より施行され、今後は、消費者が様々な知識を身につけ、適切な行動がとれるよう自立を支援する消費者教育が重要となります。このため、消費者が商品の購入の際、安全や品質・性能などを的確に判断できるよう、消費生活展、消費生活講座等を開催し、消費者の知識を高めていくほか、悪質商法や振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報、啓発に努めていく必要があります。また、自立する消費者を育成するため、先進的活動の情報提供や消費者団体の育成、人材の養成を行っていく必要があります。
- 一方、複雑化している消費生活相談に対応するため、相談員の専門性をより一層高めていくとともに、消費生活センターの周知を図り、より多くの市民に積極的に活用してもらうことで、被害の防止や解決へつなげる必要があります。

2

施策が目指す姿

- 市民が消費に対する正しい知識や必要な情報を入手でき、安心して消費生活が送れる体制が整っています。

3

施策成果指標

No.	成果指標名	現状値（年度）		目標値（H30）	担当課
33	有資格の消費生活相談員数	0人	H25	2人	総務課
34	消費生活相談件数	61件／年	H24	80件／年	総務課

4

基本事業の展開

消費者を取り巻く環境は、高齢化やサービスの多様化などに伴い大きく変化することから、市民に対して、消費生活に関する知識や情報の提供による消費者教育を推進するとともに、消費者の安全と安心を確保し、消費者被害の未然防止を図るために、さらに啓発活動の強化に努めます。

また、消費生活相談についても内容が多岐にわたることから、相談体制の充実に努めます。

※消費者教育の推進に関する法律：消費者被害を防止するとともに、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定・向上に寄与するため、消費者教育の基本理念、国及び地方公共団体の責務等を定めたもの。

施策 2-6-1 消費者教育・消費団体の支援

- 高齢化の進行に伴い、高齢者が被害者となることも多くなっていることから、生涯にわたって消費生活について学習する機会を提供し、消費者教育の総合的な推進に努めます。
- 消費者知識の向上を図るため、消費生活展、消費生活講座等を開催するとともに、悪質商法や振り込め詐欺※などの未然防止のための継続的な広報・啓発活動の強化に努めます。
- 自立する消費者の育成に向け、消費生活に関する基礎的知識の習得を支援するとともに、先進的活動情報の提供など、消費者団体の育成や事業への支援を進めます。

主な事務事業等

- 広報啓発事業
- 消費者団体支援事業

施策 2-6-2 消費生活センターの充実

- 商品やサービスの提供方法の複雑化に対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、国・県・関係機関と連携し、相談窓口の一層の充実を図ります。
- 消費者の安全と安心を確保し被害を未然に防止するために、消費者への情報提供・啓発の充実を図ります。
- 今後も安心して利用できる消費生活センターの維持・運営をするとともに、消費生活センターの周知を図り、相談窓口の利活用を促進します。

主な事務事業等

- 消費生活センター運営事業

5

潮来まちづくりトピックス



©潮来市

- 消費生活センターでは、相談員が消費生活に関する情報提供や相談及び苦情解決のための支援などを行っています。

- 毎年消費者団体と協力して消費生活展を開催し、啓発活動を行っています。



消費生活展での啓発活動

※振り込め詐欺：特殊詐欺の一部。息子や孫を装い、すぐに現金が必要などと慌てさせて振り込ませる、または役所や社会保険事務所をかたり、「医療費（保険金、税金など）が戻ります」と言って、手続きを裝ってATMの操作を指示し、犯人の口座に振り込ませる詐欺。